

「道の駅るもい」チャレンジショップ出店者募集要項

1 趣旨

「道の駅るもい」は、高規格道路「深川・留萌自動車道」の全線開通により、道路アクセスが向上し、地域外からの新たな流入人口の増加が予想される中、道路利用者の快適性の向上や、観光をはじめとした来訪者への適切な情報発信、更には、親子や地域住民などが、ゆっくり時間を過ごせるくつろぎの空間を提供し、隣接した街中へ消費誘導することで、地域の稼ぎを導くための役割が発揮できる施設機能を目指しています。

チャレンジショップでは、「るしんふれ愛パーク」の道の駅への登録を契機として新たな交流やにぎわいを生み出し、一緒に留萌を盛り上げ、新たにチャレンジできる場としての展開を目指しています。今後、市内で起業を考えている方への実践の場としてや、留萌の食のPR・新商品のニーズ調査など、来訪者へ留萌の食の魅力を発信していただける出店者を募集します。

2 チャレンジショップ施設概要

(1) 所在地	留萌市船場町（道の駅敷地内）
(2) 施設等	C L T 仮設店舗
(3) 広さ	2,730×1,600mm
(4) インフラ	単相100V 合計電気容量4,500W（1,500W×3回路）
(5) 基本設備	内部照明（天井）、ライティングレール、排気ファン、分電盤、コンセント、ミニ2槽シンク※、手洗い器※、コールドテーブル作業台（冷蔵庫／冷凍庫）※ 上記「※」はキッチン付きタイプの設備となります。 <u>スケルトンタイプにはキッチン設備はありません。（出店者で追加可能）</u>
(6) 火気	I H調理器を基本とします。

【コールドテーブル】

型番 HOSHIZAKI RFT-150PTE1
定格内容量 204L（冷蔵庫133L／冷凍庫71L ドアポケット付）
電源 単相100V 50/60Hz 0.89kVA（8.9A）
消費電力 冷却時328/318W 霜取時214/214W
外形寸法 幅1500×奥行450×高さ800mm



写真はキッチン付きタイプです。

3 出店資格及び条件

- (1) 市内で起業又は出店若しくは新事業の展開を目指すもの。
- (2) 市内に住所を有する個人又は市内に本店若しくは主たる事務所を有する法人その他団体であること。
- (3) テイクアウトのできる飲食提供や加工品等の物販を行うこと。
- (4) 道の駅の整備目的を理解し、管理運営に協力的であること。
- (5) みなとオアシスるもいでの取り組み「sea 級グルメ」の登録に協力的であること。
- (6) 市税に滞納がないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。
- (8) 暴力団関係組織又は、その他反社会的暴力活動を行う団体の関係者及びその組織構成員等でないこと。
- (9) 過去の営業において法令に違反し、罰則等を受けたことがないものであること。

4 公募期間等

- (1) 公募期間 令和7年2月7日（金）から令和7年2月28日（金）まで
※ 留萌観光協会ホームページから、申込書のほか関係書類をダウンロードのうえ、法人登記簿の謄本と市税納税証明書を一緒に持参にて提出下さい。
- (2) 募集店舗数 4店舗（キッチン付きタイプ又はスケルトンタイプ）
※ スケルトンタイプは1店舗、キッチン付きタイプ3店舗御座いますので、申込状況によって調整を行います。なお、キッチン付きタイプを希望する場合、コールドテーブルの保守点検（年2回）は出店者各自でお願いいたします。（参考価格：16,500円／回）
※ 出店場所については、チャレンジショップ設置箇所を確認し、利用申込書に希望場所の番号をご記入ください。申込状況により希望に添えない場合がございます。
- (3) 募集業種 飲食（テイクアウト等）
物販（加工品等販売）
- (4) 出店期間 令和7年4月～令和7年10月
※ 冬期間（11月から翌年4月まで）は店舗を撤去又は閉鎖いたします。
- (5) 営業期間等
ア 営業期間 4月26日（土）から11月3日（月・祝）まで毎日
※ 上記営業期間外の営業希望については、観光協会との協議により、延長することができますので、出店決定後速やかに協議をお願いいたします。（営業期間の短縮は不可）
イ 営業時間 10時から16時まで
なお、観光協会との協議により、営業時間を延長することができます。
※ 道の駅敷地内でのイベント実施時は、別途協議を行います。

- ウ 定休日等 観光協会と協議の上、土曜日、日曜日、祝日を除き、定休日（毎週1日）を設けることができます。
- ※ 上記以外でやむを得ず休業する場合は、2営業日前までにお知らせください。

(6) 提出先 〒077-0005 留萌市船場町2丁目114
NPO法人留萌観光協会（平日9：00～17：00）

(7) 公募内容に関する質疑等
説明会における質疑のほか、次の方法で提出してください。

ア 提出方法

申請書類一式を持参し、(6)の提出先へ書面にて提出してください。

イ 受付期間

令和7年2月18日（火）まで

ウ 回答方法

提出者へ書面により回答いたします。

5 出店料

(1) チャレンジショップ利用料

月額22,000円とします。

※ 4月分は、日割り計算によって算出します。

※ 売上金については、当該月の翌月10日までに指定書式に記入の上、観光協会へ報告してください。

※ 敷金、権利金は必要ありません。

(2) 管理費

毎月、月額の利用料の10%を管理費として徴収する。ただし、観光協会会員は免除とする。

(3) 諸費用の負担

電気料は利用量に応じた額を負担していただきます。

※ 電気料を毎月精算し請求いたします。上下水道は個別の契約となります。

(4) 利用料等の支払方法

チャレンジショップ利用料等は、利用した日の属する月の末日までにお支払いください。なお、利用料等は還付しません。

延長営業分につきましては、別途支払期間を設定します。

6 出店者が負担する経費

出店料以外に出店者が各自負担する経費は次のとおりです。

- ・ゴミ処理に関する費用
- ・当該店舗（グリストラップを含む）の清掃、消毒に関する費用
- ・消耗品、その他調理・販売に必要な備品、設備に関する費用
- ・サインの設置や販売に係るポップ作成など、営業広告等に関する費用
- ・キッチン付きタイプの場合、コールドテーブルの保守点検にかかる費用
- ・その他店舗の運営にかかる費用

7 審査

(1) 選定方法

申込者より提出された書類によって審査を行います。

なお、審査にあたっては、(3)の審査基準のほか、出店期間、業種のバランス等を考慮するものとします。

(2) 審査結果

審査結果は申込者全員に通知し、選定された出店者をホームページで公表します。

なお、審査とその結果に関する質問などの異議申立ては受け付けません。

(3) 審査基準

- ・「道の駅るもい」チャレンジショップ事業の趣旨に沿っているものであるか
- ・「道の駅るもい」チャレンジショップ出店者募集要項を過去の営業において遵守しているものであるか。
- ・「道の駅るもい」の利用者に対し、市内商店街事業者などと協力し、地域の魅力ある商品の紹介や提供を通じて、留萌の地域PRに貢献できるものであるか
- ・「道の駅るもい」の利用者に対し、地元農水産物等も活用しながら、創意工夫により商品を提供できるものであるか

8 出店までのスケジュール（予定）

令和7年2月 7日（金）募集開始

～2月19日（水）説明会

～2月28日（金）出店申請締切日

～3月 5日（水）書類審査予定

～3月 7日（金）出店者決定・通知

～4月26日（土）チャレンジショップオープン（出店）

9 出店に関わる諸手続

- (1) 出店に関わる行政機関との調整や必要となる資格申請は、出店者で行ってください。
- (2) 食品営業許可等の申請料金は出店者の負担となります。
- (3) 各種申請の許可が下りず、出店ができなくなった場合に生じるあらゆる損失や不利益について、観光協会は一切の責任を負いません。

ア 飲食の営業許可申請について

- ・飲食に関する営業を行う場合は、出店内容を管轄保健所に相談してください。出店決定後も、内容を変更する場合は適宜保健所への相談が必要になります。
- ・管轄保健所へ一般営業許可を申請・取得し、営業許可証のコピーを観光協会に提出してください。なお、許可を得られない場合は出店を取り消します。
- ・飲食提供を行う場合は、出店期間中、食品衛生責任者の資格を保有するスタッフが現地に常駐してください。他店舗との兼任は認められません
- ・食品衛生責任者の氏名を店内に掲示してください。

イ 保険加入について

食中毒や出店者が原因である事故等については、自己責任で賠償等に対応いただきますので、出店者において生産物賠償責任保険（PL保険）や火災保険等へ加入してください。

ウ アルコール類を販売する場合

ビン、缶等に入っている酒類を開封せずに販売する場合は、酒類小売業免許を取得する必要があります。ただし、営業許可を取得した飲食店でアルコール類をメニューとして提供する場合は、税務署への免許申請は不要です。

エ BGMを流す場合

市販のCDやインターネットで配信された音源などをBGMとして流す場合は、出店者自ら利用申請や著作権の許諾等の手続きを行ってください。

10 店舗設備の注意事項

(1) 販売に関する必要物品や装飾等について

- ・販売に必要な備品、物品などは出店者が用意・設置してください。
- ・装飾品などは、地震による落下や転倒、移動が起きないように固定してください。ただし、店舗に傷や跡が残る固定はできません。
- ・サインなどの掲出にあたっては、窓への過度な掲出や、電飾での装飾はできません。

(2) 電気設備について

- ・店舗内の通電は24時間となっていますので、営業時間外は不要な電源を切るなど、適切な管理をお願いします。
- ・電気容量に限りがありますので、普段使用していない消費電力の大きい機材等を使用するときは、事前に観光協会へご相談ください。
※ 電気容量の変更に係る費用は出店者の負担となります、また、退去時は出店者の負担で現状復旧する必要があります。

(3) 電話回線・インターネット回線

- ・電話回線及びインターネット回線の工事は禁止します。

(4) 給排水について

- ・排水管の詰まりなどで排水管の復旧工事が必要となった場合は、作業費用を請求します。また、復旧工事により他出店者に影響が生じた場合は、復旧までの損失補填料も併せて請求します。

(5) 調理・火気の取扱について

- ・店舗の利用内容に応じ、消火器を各自で用意してください。
- ・適宜、換気扇を回すなど、換気を行ってください。

(6) ごみ処理について

- ・関係法令を遵守し、分別などは各自で適切な処理を行ってください。また、店舗ごとに毎日適切に処理をし、環境美化に努めてください。

(7) 椅子及びテーブル等の設置について

- ・商品購入者及び来訪者の飲食スペースで椅子及びテーブル、タープ等設置する場合は、出店者自ら道の駅るもいの指定管理者へ公園使用行為申請書に基づき有料とはなりますが申請書の提出をして下さい。

11 営業期間の注意事項

(1) 利用中及び設営撤去の際の安全確保は各自で行ってください。

(2) 店舗内の適切な管理と、周辺部の美化、清掃活動にご協力願います。

(3) 店舗の汚損、破損した場合は、速やかに観光協会へ報告してください。

(4) 店舗や基本設備を故意又は過失によって破損した場合、退去時に激しい損傷、破損

が確認された場合は、別途費用を請求します。

- (5) 販売を行う場合は、返品・交換の対応ができるよう責任の所在をはっきりさせ、お客とのやり取り、クレーム等のトラブルについては出店者側で対処してください。
- (6) 混雑時は、利用者の誘導整理を行い、歩行者の動線確保に努めてください。
- (7) 利用申込書に記載の販売品目（メニュー）等変更が御座いましたらお知らせください。
- (8) 天候悪化等の事情による危険回避のため営業中止指示を行う場合があります。その際は必ず指示に従ってください。なお、営業中止指示によって生じるあらゆる損失や不利益について、観光協会は一切の責任を負わないものとします。
- (9) 法令や行政官庁の指導を遵守していただくとともに、公序良俗に反する物品の提示、提供、販売等は許可しません。

1 2 利用の取消し等

出店者が次のいずれかに該当したときは、チャレンジショップの利用の取消し、若しくは条件を変更し、又は利用の中止若しくは退去を命じます。その際に生じるあらゆる損失や不利益について、観光協会は一切の責任を負いません。

- (1) 利用申込書（関係書類を含む。）の内容に虚偽の記載があった場合
- (2) 出店資格を満たさなくなった場合
- (3) チャレンジショップを目的以外に使用、又は利用する権利を譲渡、若しくは転貸した場合
- (4) 店舗の改造、穴あけ、くぎ打ち、塗装、過度な装飾をした場合
- (5) 店舗の鍵を複製することや第三者へ貸与した場合
- (6) 強引な呼び込み販売及び指定された場所以外で立売りを行った場合
- (7) 拡声機の使用、店舗外に向けて音楽を流す行為を行った場合
- (8) 道の駅るもいのイメージを著しく損なうような販売行為および来訪者に不快な印象を与えた場合
- (9) 政治活動、宗教活動等の勧誘活動を行った場合
- (10) 店舗内で喫煙（電子タバコも含みます。）した場合
- (11) 暴力団又はその構成員が利用した場合。その他、暴力団の活動の利益となる行為を行った場合
- (12) その他不適切な事項が認められた場合

1 3 その他

- (1) 映像撮影・写真撮影等について
 - ・撮影の際はプライバシーに配慮し、トラブルが起きないように出店者自身の責任で対応願います。
 - ・取材等を受ける際には事前にお知らせください。
 - ・取材対応の際にはご協力ください。
- (2) 鍵の管理について
 - ・鍵は出店者自身で管理していただきます。なお、営業期間終了又は退去の日までに鍵を返却していただきます。
 - ・鍵を紛失した場合には、鍵の交換費用や修理費用を全額負担していただきます。

(3) 安全管理について

- ・各店舗の防犯、安全管理は出店者の責務で行ってください。

(4) 売上金の管理等について

- ・つり銭は各出店者で用意していただき、売上金は出店者で管理し、営業終了時に現金を店舗に残さないでください。

(5) 営業期間終了又は退去時について

- ・営業期間終了又は退去する際の原状回復及び清掃は、営業期間終了日又は退去日までに行い、特殊な清掃が必要となった場合の清掃費用は出店者で負担してください。

チャレンジショップ設置箇所



参考図面 (キッチン付きタイプ)

